

横芝光町農業委員会 2 月第 1 0 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 2 月 6 日(月) 午後 4 時～午後 4 時 4 0 分

2. 開催場所 横芝光町役場 第 3 会議室

3. 出席委員 (1 2 名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄		
会長職務代理者	8 番	伊藤 博明		
委 員	1 番	小川 文彦	2 番	川島 理昭
	3 番	永野 邦子	5 番	伊藤 直樹
	6 番	花澤 成晃	7 番	向後 隆輝
	9 番	鈴木 茂樹	1 0 番	下高原 美津子
	1 1 番	伊藤 裕児	1 2 番	秋葉 芳明

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	加瀬淳一
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件
- 日程第 2 議案第 1 号
農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可否決定について
- 日程第 3 議案第 2 号
農地法第 4 条の規定による許可申請に対する県への意見について
- 日程第 4 議案第 3 号
農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見について
- 日程第 5 議案第 4 号
令和 4 年度第 9 次農用地利用集積計画(案)の承認について
- 日程第 6 議案第 5 号
令和 4 年度第 2 回農用地利用配分計画(案)の承認について
- 日程第 7 議案第 6 号

横芝光町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和5年2月第10回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	(伊藤会長挨拶)
事務局	ありがとうございました。 本日は所用により、町長、副町長ともに不在のため、ご挨拶をいただくことはできませんので、よろしく申し上げます。 本日の出席委員は全員です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは議長を務めさせていただきます。 これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 1番 小川委員、11番 伊藤裕児委員をお願いいたします。 なお、会議書記には、事務局の林 主幹 を指名いたします。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について

農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を求める。
令和5年2月6日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、4件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①から④の位置図を添付していますので併せてご覧ください。

1件目の申請地は、遠山 字 下葦台の台帳地目が山林、現況が畑の3筆 計2,976㎡です。雇用就農となった譲渡人から、経営規模拡大を目指す譲受人へ、売買により所有権移転しようとするものです。

次に2件目の申請地は、遠山 字 胡麻作の畑2筆 3,332㎡です。町外に住んでおり、農業を行っていない譲渡人から、隣接農地を所有し経営規模拡大を目指す譲受人へ、贈与により所有権移転しようとするものです。

3件目と4件目は同一譲受人による案件となり、3件目の申請地は、横芝 字 西境田の田5筆、台帳地目が畑、現況が田の3筆 計4,112㎡です。後継者がおらず経営規模を縮小したい譲渡人から、経営規模拡大を目指す譲受人へ、売買により所有権移転しようとするものです。

4件目の申請地は、坂田 字 境田、字幸改田の田6筆 1,445.24㎡です。相続したものの、農業をしていない譲渡人から、経営規模拡大を目指す譲受人へ、売買により所有権移転しようとするものです。

申請のありました件につきましては、譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 番

1番小川です。この件は、雇用就農をした譲渡人から、経営規模拡大を目指す譲受人へ、売買により所有権移転をするものです。申請地では、人参の作付を予定しているとのことですので、よろしくお願ひします。

議 長

説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。
質疑のある方は挙手の上発言をお願いします。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目の案件について採決をします。
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって本件については、原案のとおり決定いたしました。
続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 番

1番小川です。この件は、相続をしましたが町外に居住していて農業をしていない譲渡人から、隣接する農地を所有する譲受人が、経営規模拡大のため、贈与により所有権移転するものです。なお、申請地は、何年も耕作しておらず荒れておりますが、譲渡人が引き渡す際に整地することで互いに合意しているとのこと。作付けは落花生または隣接地と同じ人参を予定しています。よろしくお願いします。

議 長

説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終了し2件目の案件について採決をします。
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 1 番

1 1 番伊藤です。この件は、後継者がおらず、経営規模を縮小したい譲渡人と、本格的に営農を再開する譲受人との協議が整い、売買により所有権移転をするものです。申請地では水稻の作付けを予定しています。よろしくお願いします。

議 長

説明が終わりましたので、3件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終了し3件目の案件について採決をします。
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて4件目の案件について、私が担当委員となりますので、説明します。この件は、案件3件目と同じ譲受人となります。譲渡人は、相続をしたが農業をしていないため、本格的に営農を再開する譲受人との協議が整い、売買により所有権移転をするものです。申請地では水稻の作付けを予定しています。特に問題はありませんのでよろしくお願ひします。

議 長

説明が終わりましたので、4件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑無いようですので、質疑を終了し、4件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する件への意見について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第4条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。
令和5年2月6日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄

今回の4条の許可申請は、1件です。

なお、申請者は資料に記載のとおりです。

申請地は、宝米 字 宮ノ下の台帳地目が田、現況が畑の2, 881㎡のうち0.32㎡で、営農型太陽光発電設備の一時転用許可を再度取得するものとなります。

申請地にかかる位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は栗山川沿いにある九十九里地域水道企業団取水場西側に隣接した農地です。

本施設は平成29年1月11日に一時転用許可を得て設置しており、令和元年12月26日に再度許可を得ておりますが、前回の一時転用許可期間3年間が経過し、令和4年12月25日に期間が満了しているため、再度の農地転用許可が必要になっていたところでした。

本来であれば発電設備の撤去または許可期間満了前に再度許可を受ける必要がありましたが、許可期間を失念しこれらを怠ったため、今回の申請にあたり、始末書が添付され、以後このようなことが無いよう適正に手続きを行うとしています。

転用申請の面積0.32㎡は支柱の設置面積となります。

62.4KWまでの発電が可能な施設ですが、送電側設備を低圧電力の範囲内とするため、44KWに出力調整されています。

一時転用許可期間中は毎年、発電設備下部の農地における農作物の生産状況の報告が義務付けられており、これまでの報告においては特段の問題なく農作物の生産が行われていることを確認しております。

発電設備は現在設置されているものを継続して利用する計画となっています。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。
本案件について、担当委員の説明を求めます。

6番

6番花澤です。本件は、営農型太陽光発電を行うため、間隔が空いたものの、さらに3年間の許可を得ようとするものです。
申請地での耕作実績があるため、問題はないと思います。

議長

説明が終わりましたので、本案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので、異議なしとして質疑を終了し、本案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって本案件については、原案のとおり許可相当として県知

事に意見書を送付します。

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する件への意見について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。
令和5年2月6日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

今回の5条の許可申請は、1件です。

なお、申請者は資料に記載のとおりです。

申請地は、母子字横割の台帳地目が田、現況が畑の297㎡で、資材置場用地とするものとなります。

申請地にかかる位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地はあけぼの橋のから北東に約250mの位置にあります。

譲渡人は令和4年7月第3回農業委員会定例総会において農地法第3条で許可を受けこの土地を取得し客土を行いました。風が強く計画通りに営農ができないことから、隣接地に住む譲受人が一部を農地で残し、ビニールシートを敷いた上に砕石を敷均し、仮設コンテナにより資材置場としていました。

このことから事務局において適正な手続きを行うよう指導し、今回農地法第5条の申請が提出されました。

譲受人は容易に農地復元が可能であることから農地転用は不要であると誤解しており、申請にあたって今回の一連の経緯を記した顛末書が添付されております。

申請地は両総土地改良区との協議により受益地から除外となる予定であることから、第2種農地に該当すると判断され、他に代わりとなる土地が無い場合には許可が見込まれます。譲受人は電気工事の自営業をしており、工事用資材などの保管場所が不足していることから資材置き場が必要となっております。

事業費は整備済であるため今後生じません。

雨水は自然浸透で雑排水はありません。土地改良関係については転用許可後に清算金を支払い、受益地から除外となる予定です、隣接農地所有者へは説明済です。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。
本案件について、担当委員の説明を求めます。

2番 2番川島です。本件は、農地転用に着手しているものの、事業内容も必要な施設であると思われ、土地改良とも協議済みであるため、問題はないと思います。

議長 説明が終わりましたので、本案件について、質疑を許します。
(質疑なし)

質疑がありませんので、異議なしとして質疑を終了し、本案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって本案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

議長 日程第5 議案第4号 令和4年度 第9次農用地利用集積計画(案)の承認について上程します。
事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第4号 令和4年度第9次農用地利用集積計画(案)の承認について
農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により令和4年度第9次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。
令和5年2月6日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定が3件、再設定が1件、所有権移転が2件

の合計6件です。

利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりで、設定する権利はすべて賃借権となっています。利用権を設定する農地ですが、新規設定1件目は、木戸 字 二十四割の田1筆、1,475㎡、期間は10年間です。

新規設定2件目は、木戸 字 十四割、十五割の田3筆、計4,501㎡、期間は10年間です。

新規設定3件目は、虫生 字 びわだ、字 増穂、字 小門下の田3筆、計3,063㎡、期間は6年間です。

続いて再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりで、賃借権の設定です。

利用権を設定する農地ですが、木戸 字 十一割の畑1筆、2,136㎡、期間は10年間です。

続いて所有権移転ですが、所有権を移転する者と所有権の移転を受ける者は、資料に記載のとおりです。

所有権を移転する農地ですが、1件目は新島 字 本郷の畑2筆、計612㎡です。

2件目は二又 字 上の台の畑1筆、961㎡です。

なお、本計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第4号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに新規設定の案件について、審議を行いますが、1件目と2件目の案件は、資料に記載のとおり伊藤直樹委員に直接関係があり、議事参与の制限に該当しますので、会議規則第十条の規定により、採決が終了するまでの間、伊藤直樹委員の本件への発言を禁止します。

それでは1件目と2件目の案件について質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、新規設定1件目と2件目について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって新規設定1件目と2件目の案件については、原案のとおり決定しました。

伊藤直樹委員の発言禁止を解きます。

続いて新規設定3件目の案件について審議を行います。

3件目の案件について質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、新規設定3件目について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって新規設定3件目については、原案のとおり決定しました。

議 長

続いて再設定の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、再設定の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって再設定の案件は、原案のとおり決定しました。

続いて所有権移転の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、所有権移転の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって所有権移転の案件は、原案のとおり決定しました。

議 長

日程第6 議案第5号 令和4年度 第2回

農用地利用配分計画(案)の承認について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第5号 令和4年度第2回農用地利用配分計画(案)の承認について

農地中間管理事業の推進に関する法律 第19条第3項の規定により令和4年度第2回農用地利用配分計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和5年2月6日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

農用地利用配分計画は、農地中間管理事業による手続きの一つであり、今回は耕作者の都合により合意解約され、千葉県園芸協会が所有者から借りたままの状態となっている農地4筆、計4,048㎡を、2つの経営体へ再配分しようとするものです。

次のページからは、農用地利用配分計画(案)を添付しています。

配分先1件目は各筆明細書にありますように、木戸 字 十三割の田1筆、1,206㎡で存続期間は既に設定されている期間と同じ令和8年12月31日までとなります。

ページをめくっていただき、配分先2件目は木戸 字 壱割、字 十一割の田3筆、計2,842㎡で存続期間は令和14年10月31日までとなります。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、議案第5号の朗読並びに説明が終わりました。

それでは、農用地利用配分計画について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので、異議なしとして質疑を終了し、本案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって農用地利用配分計画は、原案のとおり決定しました。

議長

日程第7 議案第6号 横芝光町農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について上程します。

事務局

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

議案第6号 横芝光町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について

農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により定めた農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について本会の議決を求める。

令和5年2月6日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

この指針は農業委員会の組織並びに運営等を定めた「農業委員会等に関する法律」により規定されており、平成28年に制定しました。

私たち横芝光町農業委員会で、いわゆる「農地利用の最適化」の3つの取り組み、すなわち ①担い手への農地利用の集積・集約化 ②遊休農地の発生防止・解消 ③新規参入の促進 をどう進めていくかを示しています。

令和4年5月27日の農業経営基盤強化促進法改正により「地域計画」が定められたことに伴い、見直しすることとなりました。

「地域計画」とは、これまでの研修でも出てきていますが、農家をはじめとした農業の関係者がよく話し合っ、町の農業の将来の在り方や農地の効率的な使い方の目標として、今後、誰がどこの農地を利用していくかを示した地図などを作るものです。

私たちも計画策定に向けた取り組みを今後始めなければなりません。

指針は大きく3つで構成されており、1ページ目の「第1 基本的な考え方」で町の農業の概況や指針の趣旨と今後の取り組み、2ページ目以降の「第2 具体的な目標と推進方法」で数値目標とその進め方、少し飛びまして5ページ下段で「第3 「地域計画」の目標を達成するための役割」で今後策定される「地域計画」での農業委員会の役割を示しています。

一枚めくっていただき6ページをご覧ください。今回変更の要点を示しています。

基本的な文章については国の示したひな型を用いています。

目標となる数値については統計などから国、県などの目標になるべく沿いつつもあまり無理のない数値として算定しています。

7ページからは平成28年に定めた現行の指針を添付しています。

2 ページに戻っていただき、それぞれの目標と取り組みの概要を説明します。

1. の遊休農地について、解消目標の表の右下、遊休農地の割合を0.8%とすることを目標としています。

そのために下に記していますように①利用状況調査と利用意向調査を行い、結果から利用関係の調整を進めること、②農地中間管理機構への貸し付けを進めること、③非農地判断により守るべき農地を明確化することを記載しています。

3 ページの 2. の農地の集積・集約について、農地利用集積目標の表の右下、集積率を56.6%とすることを目標としています。国は80%を求めています、千葉県の数値に準じています。

そのためにページ下段にありますように①地域計画を作成し、見直しをすること、②町産業課、農地中間管理機構、農協との連携により農地のマッチングをすすめること、③農地の集約化ための利用調整を進めることなどを記述しています。

4 ページ下段 3. 新規参入の促進について、個人、法人をそれぞれ1つづつとしています。推進方法としていくつか書いていますが、現体制からは少しハードルが高くなっているので、できるところから進めていくこととなります。

5 ページ下段 「第3地域計画の目標を達成するための役割」は今回新たに追加されました。地域計画は町産業課が中心となって策定されますが、策定後は記載のとおり5点につき進めてゆくとしています。

なお、今回の見直しに当たっては、農地利用最適化推進員の意見を聞くこととなっておりますので、各推進委員に文書により意見照会をしましたところ、意見はありませんでした。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第6号の朗読並びに説明が終わりました。
それでは、本件について、質疑を許します。

これは本委員会のこれからの活動に影響するものですので、疑義ありましたらぜひ意見や確認をお願いします。不明な点もあれば確認していただければと思います。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、この案件について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって横芝光町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更については、原案のとおり決定しました

以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。

慎重審議ありがとうございました。

事務局

以上をもちまして、令和5年2月第10回農業委員会定例総会を閉会します。